



財政再建計画書

第一 財政再建の基本方針

一、財政の再建期間 始期昭和三十一年度 終期昭和三十三年度
二、財政再建の基本方針
1 国の方針に基づき財政の健全性を確保するため昭和三十一年度決算額を基礎として昭和三十一年度から昭和三十三年度まで八年を以て昭和二十九年度の歳入欠陥赤字額を解消することを目標とする

2 行政運営の効率化を推進するため行政機構の改革を実施し、行政の簡素化と経費の節減を図るものとする
3 財政規模の圧縮と行政機構の合理化により財政の健全化を図るものとする

4 天災地災等予定しない経費の発生した場合に備え、既定財政規模内において可能な限り処理し、取捨し得ない場合は起債及び特別交付金等により財源を求めその範囲で実施する

1 総括的事項
一、行政規模の合理化に関する方針
イ 各種委員等の統合適正化を図る
ロ 組織の簡素合理化に関する方針
ハ 支所及び課の適正規模を図る

二、組織の簡素合理化に関する方針
イ 支所及び課の適正規模を図る
ロ 職員配置の合理化に関する事項
ハ 支所及び課の適正化を図る
ニ 職員の定期昇給は年次計画に計上せざるも歳入の増収等により適正に実施するものとする

三、その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ 地方財政再建促進特別措置法施行令第十二条第一号乃至第二号に掲げる法人その他の団体又は個人に対する負担金補助金及び寄付金等の支出は法令の趣旨を体し抑制するものとする
ロ 歳入の増収及び確保に関する事項
ハ 町税増収に関する事項

イ 町税増収に関する事項
イ 町税増収に関する事項
イ 町税増収に関する事項
イ 町税増収に関する事項

徴収の向上を特に励み、税負担の均衡並びに税の増収確保を図る
イ 再建期間中は継続的事業又は緊急止むを得ざるもの外は事業を見合せ、節減に関する事項
(2) 単独事業費の抑制及び節減に関する事項
イ 特定財源の範囲を超過する事業の施行は原則として抑制することとする

二、納税の促進
イ 納税の促進
イ 納税の促進
イ 納税の促進

一、消費的経費の抑制及び節減に関する事項
イ 消費的経費の抑制及び節減に関する事項
イ 消費的経費の抑制及び節減に関する事項

二、投資的経費の抑制及び節減に関する事項
イ 投資的経費の抑制及び節減に関する事項
イ 投資的経費の抑制及び節減に関する事項

三、その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ その他の経費の抑制及び節減に関する事項

四、その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ その他の経費の抑制及び節減に関する事項

五、その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ その他の経費の抑制及び節減に関する事項

六、その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ その他の経費の抑制及び節減に関する事項
イ その他の経費の抑制及び節減に関する事項

第二 財政再建に必要となる具体的措置

一、歳入の抑制及び節減に関する事項
イ 歳入の抑制及び節減に関する事項
イ 歳入の抑制及び節減に関する事項

二、歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項

三、歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項

四、歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項

五、歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項

六、歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項

七、歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項

八、歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項
イ 歳入の増収及び確保に関する事項

(2) 第三 歳入歳出年次総合計画

Table with columns for years (昭和33, 34, 35, 36, 37, 38) and rows for income (歳入) and expenditure (歳出) categories, including tax revenue, consumption expenses, investment expenses, and public debt.